

正本

令和2年（行ウ）第455号 持続化給付金等支払請求事件
被告 国外2名

第7準備書面

2022年3月1日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告訴訟代理人弁護士

平 裕 介



同 弁護士

出 口 か お り



同 弁護士

井 桁 大 介



同 弁護士

亀 石 倫 子



同 弁護士

三 宅 千 晶



同 弁護士

福 田 健 治



原告は、本準備書面において、被告リクルートの令和4年2月10日付け準備書面（1）における主張について、簡潔に反論する。

第1 事務局に対して申請がなされたこと

第一に、被告リクルートは、原告による申請の送付先が中小企業庁であるから、代理受領委任契約は成立しないと主張する（同準備書面（1））。

家賃支援給付金規程は、申請を「事務局が定める方法により」、「事務局に対し」行うよう求めている（同規程7条2項）。原告は、代理人を通じて、まずは「事務局が定める方法」であるウェブサイトを通じた申請を行おうとしたが、同ウェブサイトは、本件除外規定に該当しないことを宣誓しない限り、申請を完了できない仕様であった。

次に、原告代理人らは、2020年8月31日、被告デロイトおよび被告リクルートに架電し、申請書の送付先を訪ねたが、いずれも申請書の送付先については「教えられない。」の一点張りであった。

このため、原告代理人らは、中小企業庁に問い合わせた上で、中小企業庁総務課に送付するようにとの回答に基づき、申請書を中小企業庁の住所地に、「各事務局」宛に送付した（原告第1準備書面第1・2）。

以上のとおり、原告は、被告リクルートが申請書の送付先を教示しなかったため、中小企業庁への問い合わせ結果に基づき、申請書を「事務局に対し」送付する方法により申請を行った。したがって、原告の申請は、事務局に対して適法に行われているから、受領委任契約も適法に締結されている（家賃支援給付金規程10条2項）。

第2 被告国に対する請求との関係について

被告リクルートは、①被告国は申請者への直接支払いを認めている、②被告国の給付義務が否定される場合には、被告リクルートが給付金を代理受領すべき法的根拠もなくなる、③被告リクルートは給付金を被告国から代理受領していない、など

と主張する。

まず①について、原告の被告リクルートに対する請求は、家賃支援給付金規程において、支払義務者が事務局たる被告リクルートであると定められていることによるのであって、原告としては、本件両除外規定が無効と判断された場合に、被告国に対する請求が認められるのであれば、被告リクルートへの請求が否定されることについて、特段異論を唱えるものではない。

②については、上記のとおり、被告リクルートに対する請求は、本件家賃支援給付金の定め方から、本件両除外規定が無効であることを前提に、家賃支援給付金の支払義務者が被告国ではなく被告リクルートであると認定された場合のための請求であって、批判は当たらない。

③については、家賃支援給付金規程上、家賃支援給付金の申請者への支給について、被告国から被告リクルートへの同額の支払いが条件であるとの定めは見当たらない。また、被告リクルートに対する請求が認められ、被告リクルートが実際にこれを支払った場合には、被告リクルートは、同支払額について、別途、被告国と被告リクルートとの間の業務委託契約ないし事務管理に基づいて、被告国に求償を求めることができる。したがって、被告リクルートの主張は、その支払義務を否定する根拠とはならない。

以上